

聴覚・視覚障害者コミュニケーション支援事業

< 現 状 >

中途失聴・難聴者

音声言語を獲得した後に、聴力が失われたり、下がったりした場合、手話ができないことが多いため、文字での情報保障（要約筆記）が、「普通の生活」を保障する上で必須。

ろうあ者

音声言語を獲得する前に失聴した場合、手話による情報保障が、「普通の生活」を保障する上で必須。
※特に、一部のろうあ者（主に高齢者）は、十分な教育を受けることができなかった等により、文字による言葉の理解・情報入手が不得手な場合も。

世界の動向（障害者権利条約等）としても、国の動向（障害者基本法の改正等）としても、障害者は権利の主体であること、社会全体として「合理的配慮（※）」をしなければならないことが改めて明確化。

聴覚に障害のある方が「普通の生活」を送るための配慮として、コミュニケーション手段を十分に保障できる体制を確立することが必要（来年度から施行される障害者総合支援法においても、具体的な検討規定として位置づけ）。

また、高齢化に伴う医療機関への派遣件数の増加、難聴者の増加等により、手話通訳・要約筆記者の派遣件数は、増加傾向。

※ 障害者権利条約第2条より抜粋

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

< 経 過 >

H10年度～要約筆記奉仕員養成講座
（厚生労働省提示カリキュラム52時間）

↓
要約筆記奉仕員の養成

↓
H16年度～要約筆記奉仕員個人派遣制度開始

↓
裁判員制度の導入もあり、より専門的な技能をもつ
要約筆記者の養成が必要

↓
H22年度末厚生労働省から、要約筆記者養成に向けた新カリキュラムの提示（84時間）及び
移行研修や登録試験実施に関する周知

↓
H24年度～専門的で効率的に事業ができるよう
養成・派遣を健康福祉プラザで実施
移行研修の実施（2年間）及び要約筆記者の
養成（2年間）開始

↓
H25年度～ 要約筆記者登録試験を実施

↓
H26年度～ 要約筆記者の登録・派遣制度へ

S46年度～手話講習会

（厚生労働省提示カリキュラム80時間）

↓
手話奉仕員の養成

↓
S52年度～手話通訳者個人派遣制度開始

↓
より専門的な技能を持つ手話通訳者の養成が必要

↓
S62年度～手話通訳者登録試験開始

↓
H16年度～手話通訳者養成講座
（厚生労働省提示カリキュラム90時間）

↓
H24年度～専門的で効率的に事業ができるよう
養成・派遣を健康福祉プラザで実施

派遣件数（ニーズ）の増加への対応

< 問題点・改善策 >

①要約筆記者登録試験の実施

手話通訳者については既に登録試験は導入済みで、手話技能のある人材の確保はできている。しかしながら、要約筆記奉仕員については、登録試験がない。

⇒ 十分な技能を有する「要約筆記者」として位置づけていくため、登録試験を実施。

②派遣件数の増加への対応

増加傾向にある手話通訳者・要約筆記者の派遣を十分に確保。

⇒ 聴覚障害者が安心して暮らせる社会を実現。